

# 教育・保育実習 テキストブック

—幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園—

小泉 裕子  
園田 巖  
編著

綾 牧子  
内田 裕子  
桐川 敦子  
幸喜 健  
近喰 晴子  
穴戸 良子  
清水 道代  
舟生 直美  
山本 詩織  
共著



建帛社  
KENPAKUSHA

## はしがき

今、この本を手にしてくださっている皆さんは、わが国の保育現場に携わる保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の専門家として、将来活躍したいと思っている方々だと思えます。皆さんが目指す保育職の重要性は、保育者に求められる「専門性（以下、保育力）」として、明治・大正・昭和・平成、そして令和の時代へと受け継がれてきました。保育制度もその間さまざまに変化し、昭和の保育を担ってきた「保育所」、「幼稚園」に加えて、平成には「認定こども園」が制度化されるなど、保育者の「保育力」も多様になっています。

現在の保育者の「保育力」に期待されることとして、大きくは二つ挙げられます。一つは子育て家庭の保育ニーズが高まり、保育施設の量的拡大に伴う、保育者（特に保育士）数の増加への期待です。保育の受け皿としての期待ともいえます。もう一つは、世界の多くの国々で注目されている、乳幼児期保育の質の向上への期待です。子どもたちが質の高い保育を受け、生きる力の基礎を培う教育的ステージとして、その成果が期待されています。このように保育者は、保育の量的拡大と、質の高い保育実践を期待される、社会的評価の高い職業へと変化してきました。

社会的な期待が高まる中で、『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の改訂（改定）を受け、2019年に保育士養成課程の改定が行われました。その中では、乳児保育の充実、幼児教育の積極的な位置付け、健康管理および安全管理の見直し、保護者や地域と連携した子育て支援、職員の質の向上などが、「専門性（保育力）」として位置付けられています。他にも、早朝・延長保育、病児保育、特別に配慮の必要な子どもの保育など、多様で重大な取り組みへの期待も増大してきています。

このような背景の中で、皆さんが保育職へのあこがれをもつ一方、保育界では心身の負担が大きい仕事だと嘆く残念な風潮もうかがえます。ただ、保育者はそれをたった一人で背負っているわけではありません。園長、副園長、主任、クラス担任、補助スタッフ、医療関係・栄養関係スタッフなど、園内の専門家チームが連携し、心と知恵とスキルを寄せ合い、ワンチームで保育を営んでいます。そして常に、子ども一人ひとりの幸せを願い、「子どもが真ん中」の保育を推進しています。

では、実習生の皆さんは、どのような力を身に付ける必要があるのでしょうか。現場の保育者と同じ「保育力」を身に付けて実習に臨まなければならないのでしょうか。

いいえ、それは現実的にはとても無理な話です。経験豊かな保育者でも、一年一年の実践の積み重ねや自己研鑽、研修を経ながら、生涯をかけて目指すのが「保育力」です。だとすれば、実習生の段階では、保育者以前の「プレ保育力」を目指した学修が求められるのだと思います。「保育力を持った保育者」を目指すという目標を持ちながら、実際は、保育者の補助的な役割を担うプレ保育者として積極的に参加する姿勢、これを私たちは「実習力」と名付けました。

さあ、いよいよ保育現場で実習です。実習生に求められる「実習力」は、皆さん自身の積極的で前向きな心情・意欲・態度で向上するものです。この本を通して、実習生だからこそ身に付けたい知識・技能をスタートアップしましょう。

本書の特色は、まず、多くの執筆者が保育現場の保育者として実習生の指導を担当してきたという点です。もちろん、養成校での教育・保育実習の指導を担当してきた経験も豊富です。実習生一人ひとりの不安や悩みを出し合い、充実した実習を積み重ねられるよう、願いを込めて執筆に当たってくださいました。

また、各実習園のさまざまな保育形態、保育方法にも対応可能となるように、多様性のあふる事例を盛り込んでいます。本文の欄外には、「解説」「チェック!」「アドバイス」として、補足的な説明、確認事項、ワンポイントアドバイスを挿入しました。「実習力」を身に付けるための重要な学修ポイントとして注視し、活用してください。

そして、実習の準備期、実習中、終了した後までという、実習期間を横軸で捉える「実習力」と、一日の実習をどのように過ごすかという縦軸で捉える「実習力」の、両方を意識したテキストに仕上がっています。

今回、この「実習力」をテーマにした本書を完成できたのは、経験豊富な執筆陣の先生方によるご尽力の賜物です。また、本書の主旨をご理解いただき、常に実習生の気持ちを代弁し支えてくださった建帛社編集部に感謝を申し上げます。

本書が、「保育力」を身に付けていくステップとして、まずは実習生の「実習力」のアップに貢献できることを、私たちは心より願っています。

2020年4月

編著者を代表して 小泉裕子

# 目 次

## プロローグ 実習生に求められる、生きて働く「実習力」

1. 保育者に求められる専門性としての「保育力」「実践力」…………… 1
  - (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の共有化 1
  - (2) 子どもの遊びに存在する「学び」に注目 2
  - (3) 幼児期の教育・保育で培う「非認知的能力」に注目 2
  - (4) 3歳未満児の保育（乳児、1、2歳児保育）に注目 2
  - (5) 健康と安全に注目 3
2. 実習生に求められる、生きて働く「実習力」…………… 3

## 第1部 実習の前に

### 実習 01 実習の基礎知識

1. 実習の意義と目的を関係法規から理解する…………… 8
  - (1) 幼稚園教諭免許における「教育実習」の意義と目的 8
  - (2) 保育士資格における「保育実習」の意義と目的 9
2. 免許・資格と実習の位置付け…………… 10
  - (1) 幼稚園教諭免許と実習 10
  - (2) 保育士資格と実習 12
  - (3) 幼保連携型認定こども園における保育教諭 14
3. 実習先における実習生の一日を理解しよう…………… 14
  - (1) 幼稚園の教育内容について 14 (2) 幼稚園における実習生の一日 16
  - (3) 保育所の保育内容について 18 (4) 保育所における実習生の一日 19
  - (5) 幼保連携型認定こども園の教育・保育内容について 20
4. 実習先は子どもたちにとって「生活・遊び・学び」の場…………… 23

### 実習 02 実習の心得

1. 動機を持つことの意味…………… 24
  - (1) 原点に立つこと 24 (2) 学びの振り返り 24
2. 実習の目標と課題…………… 24
  - (1) 実習の目標 24 (2) 実習課題の意義と内容 25
3. 実習生に期待される資質…………… 25
  - (1) 笑顔 25 (2) 謙虚に学ぶ態度 26
  - (3) 積極的・意欲的な態度 26
4. 実習生に期待される「実習力」…………… 27
  - (1) 社会人としての適切な習慣・態度（マナー） 27
  - (2) 職務内容や資質を学ぶ積極性、情熱、柔軟性、臨機応変さ 28
  - (3) 子どもたちとの関わり 29
  - (4) 職業倫理 30

**実習03 実習のステップ**

1. 動機を持つことの意味 ..... 34
  - (1) 実習先の選択 34
  - (2) 実習前の準備と養成校でのオリエンテーション 37
2. 実習先でのステップ ..... 40
  - (1) 実習先のオリエンテーション 40
  - (2) 実習のプロセス 41
3. 実習後のステップ ..... 41
  - (1) 1日の実習を終えた後 41
  - (2) 1回の実習日程をすべて終えた後 42
  - (3) 実習先での事後指導・養成校での事後指導 42
  - (4) 次の実習に向けて 42
  - (5) お礼 42

**第2部 実習の中で****実習04 実習先でのオリエンテーション**

1. 実習先にアポイントメントをとるには ..... 44
  - (1) 電話をかける際の注意事項 44
  - (2) 電話によるアポイントメントの例 45
2. オリエンテーションのための事前訪問 ..... 45
  - (1) 前日までにすべきこと 45
  - (2) 当日すべきこと 48
  - (3) オリエンテーション終了後にすべきこと 50
3. 実習先オリエンテーションの事例から学ぶ ..... 50
  - (1) 実習スケジュール 50
  - (2) 持ち物・服装 52
  - (3) 実習中の配慮事項 52
  - (4) その他 52

**実習05 指導計画の立て方を学ぶ**

1. 指導計画立案の意義 ..... 53
2. 幼稚園、保育所、認定こども園の教育課程 ..... 54
3. 実習における指導計画（指導案）の作成 ..... 56
  - (1) 実習で作成する指導計画（指導案）とは 56
  - (2) 指導案の5つのポイント 57
  - (3) 部分実習（主活動部分）の指導案作成 60
  - (4) 全日実習の指導案作成 62
  - (5) 園庭マップ（環境構成図）を用いた指導案の作成 62

**実習06 見学実習、観察・参加実習**

1. 見学実習 ..... 67
  - (1) 見学実習の内容 67
  - (2) 園の概要を知る 68
2. 観察・参加実習 ..... 71
  - (1) 観察実習とは 71
  - (2) 参加実習とは 74

**実習 07 責任実習（総合実習）**

1. 責任実習を行うために ..... 77
  - (1) 責任実習の考え方 77
  - (2) 保育形態 78
  - (3) デイリープログラム 79
2. 部分実習 ..... 80
  - (1) 部分実習の概要と目的 80
  - (2) 部分実習の内容 80
  - (3) 部分実習の配慮事項 83
3. 全日実習 ..... 88
  - (1) 全日実習の概要と目的 88
  - (2) 全日実習の内容 88
  - (3) 全日実習の配慮事項 89
4. 半日実習 ..... 98
  - (1) 半日実習の概要と目的 98
  - (2) 半日実習の内容, 配慮事項 99

**実習 08 記録（実習日誌）の書き方・まとめ方を学ぶ**

1. 記録を書く意味 ..... 101
  - (1) 自己省察し, 明日に活かす 101
  - (2) 子ども理解を深める 102
2. 保育の「可視化・見える化」を実現するための記録の方法 ..... 103
  - (1) 時系列の記録 103
  - (2) エピソード記録 111
  - (3) ヴィジブルな記録 114

**実習 09 実習先での振り返り**

1. 実習中の一日を終えて ..... 121
  - (1) 降園後の実習生の役割 121
  - (2) 実習指導者からの指導 122
  - (3) 実習日誌で一日を振り返る 123
  - (4) 養成校教員による訪問指導 124
2. 実習期間を終えて ..... 124

**第3部 実習が終わってから****実習 10 養成校における自己評価・反省**

1. 実習力の自己評価 ..... 127
  - (1) 保育者から学んだこと 127
  - (2) 子どもから学んだこと 129
  - (3) 自分自身を振り返って気付いたこと 130
2. 次の実習に向けて ..... 132

**実習 11 養成校での事後指導**

1. 実習先の評価を活かした自己課題 ..... 133
2. 自己評価に基づいて養成校指導者から指導を受ける ..... 136
3. 実習成果の発表会など ..... 137
  - (1) 発表会 137
  - (2) 報告書 140

**実習 12 実習後の実習先との関わり**

1. 実習のお礼状 ..... 141
  - (1) お礼状を出す時期と形式 141
  - (2) お礼状の書き方と内容 141
2. 実習日誌の提出 ..... 143
  - (1) 実習日誌のまとめ 143
  - (2) 実習日誌の提出と受け取りの留意点 143
3. 実習後のボランティア ..... 144
  - (1) 実習園でのボランティア 144
  - (2) 実習園以外でのボランティア 145

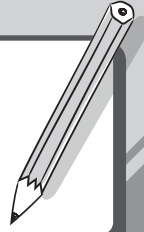
**実習 13 就職活動と実習**

1. 職業としての保育者を意識する ..... 146
  - (1) 自分の保育観を明確にする 146
  - (2) 実習と就職活動 147
2. さまざまな就職先とプロセス ..... 149
  - (1) 公立幼稚園・公立保育所など 149
  - (2) 私立幼稚園・私立保育所など 150
  - (3) 就職試験の対策 151

**エピローグ 実習の総合的な振り返り**

1. 実習を総合的に振り返る視点 ..... 152
  - (1) 振り返るといふことの意義 152
2. 「実習力」を振り返り「保育力」へ ..... 153
  - (1) 保育者からの学び 153
  - (2) 子どもからの学び 154
  - (3) 自分自身に対する学び 155
  - (4) 実習力から保育力へ 155

- 索引 ..... 157



## 1. 実習の意義と目的を関係法規から理解する

皆さんが取得しようとしている保育士資格、幼稚園教諭免許状は、保育職に就くために必携の国家資格です。わが国の教育制度の中でも、乳幼児期の教育・保育への期待は近年高まる一方です。

0歳から就学前の子どもたちが、日中保護者と離れて生活をし、遊びを通じた保育活動の中で、子どもたちに潜む潜在的な生きる力の基礎を育む教育・保育を担うために、保育者の質の高い専門性の養成が、昨今の課題となっているところです。

わが国の保育者の養成は、大学・短期大学・専門学校などで2年以上をかけて養成教育を行う制度になっています。幼稚園教諭養成は大学などで「幼稚園教諭養成課程」を持つ学校として文部科学省より認可された教育機関で実施され、また、保育士養成も厚生労働省より指定された「指定保育士養成施設」において実施され、養成する制度として信用の高いものとして認められています（国家資格試験による取得方法もある）。

保育者を養成する課程を持つ大学などの養成校は、それぞれ独自の保育者の養成課程を持っていますが、そのすべてが文部科学省や厚生労働省の示す養成課程の基準に従って作成されています。その中でも、幼稚園教諭養成課程における「教育実習」、保育士養成課程における「保育実習」の位置付けは、近年極めて重要になってきています。

それぞれの法規的意義や目的について、まずは理解しましょう。

### （1）幼稚園教諭免許における「教育実習」の意義と目的

1876（明治9）年に日本で最初の幼稚園、東京女子師範学校附属幼稚園が開設された当時、保育職に就く保母（当時の幼稚園教諭）の資格はまだ国家資格ではありませんでした。保育職が国家資格を有する専門職の路を歩み始めたのは、戦後の教育制度の改革以降であるといえます。

1947（昭和22）年、戦後のわが国においては、『教育基本法』の制定



および『学校教育法』『学校教育法施行規則』の制定により、新たな保育制度が開設されました。幼稚園が、学校の一種として規定され、教員の名称も「保姆」から「幼稚園教諭」に変わったのもこの時からです。

教員免許状は、教員養成課程を持つ大学・短期大学などで一定の教育課程を履修し単位を修得することで取得できるようになっています▶。

幼稚園教諭免許状の取得課程で教育実習の実施が制度的にスタートしたのは、1949（昭和24）年の『教育職員免許法施行規則』が制定されてからです。現在での教員養成教育課程では、教育実習は次のように位置付けられています▶。

○教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、今後とも大きな役割が期待される。教育実習は、課程認定大学と学校、教育委員会が共同して次世代の教員を育成する機会であり、大学は、教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員が共同して、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要である。また、各大学は、教職課程の全体の中で、体系的な教育実習の実施に留意することが必要である。

○教育実習は、課程認定大学の教職課程の一環として行われるものであり、各大学における適切な対応を担保するため、課程認定大学は、実習校の協力を得て、教育実習の円滑な実施に努めることを、法令上、明確にすることが適当である。

中央教育審議会：今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）、2006

🔍 チェック！

幼稚園教諭免許を規定している法律名をチェック！

🔍 チェック！

「教育実習」の位置付けをチェック！

まとめると…  
「教育実習は養成校と教育委員会、幼稚園が共同して次世代の教員を育成する機会」

## （2）保育士資格における「保育実習」の意義と目的

保育士資格を取得する場合は、幼稚園教諭免許状の取得とは別の制度下において、基準が設けられています。

保育士資格は、2001（平成13）年の『児童福祉法』改正に伴う、保育士資格の国家資格化（第18条の4）により、保育士資格制度の整備が行われ、任用資格から国家資格となりました。現在の保育士養成については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（2018（平成30）年）により、定められ、「保育実習」の役割の重要性が示されています▶。

🔍 チェック！

「保育実習」の役割をチェック！

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」を確認しよう。

### 保育実習実施基準

#### 第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

## 2. 免許・資格と実習の位置付け

保育職に関連する国家資格である幼稚園教諭免許状、保育士資格には、保育者養成校で取得する場合と、国家資格試験や教員資格認定試験などを受けて取得する場合があります。

双方の大きな違いは、保育現場で実際の保育体験を通して学ぶ「実習」制度の存在の有無と言っても過言ではないでしょう。前節で学んだように、保育者の養成校では、『教育職員免許法施行規則』や『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』に基づいた、しかるべき基準の範囲で、各々の教育カリキュラムを作成しています。

皆さんに必要な履修科目、単位数など、その基準を理解しましょう。

### (1) 幼稚園教諭免許と実習

#### 1) 免許の種類

幼稚園教諭免許には、専修免許状（修士の学位を有するもの）、一種免許状（学士の称号を有するもの）、二種免許状（準学士の称号を有するもの、または文部科学省が指定する教員養成所に2年以上在学し所定の基準を取得）の3種類があります。

#### 2) 教育職員免許法施行規則に定められた履修科目と最低必要単位数

幼稚園教諭の免許取得に関する規定は、『教育職員免許法』や、同法施行規則に定められています。幼稚園教諭免許の取得のために必要な科目目は、表1-1のように示されています。各養成校において対応する科目群が開設されていますので、その科目を履修し単位を修得しなければなりません。

『教育職員免許法施行規則』では、2018（平成30）年の改正により、全国すべての養成校で共通に修得すべき資質・能力を示した「コアカリキュラム」<sup>4</sup>が公表され、教育実習に関するコアカリキュラムの中に学

#### チェック!

「教職課程コアカリキュラム」の導入で、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力が示されました。実習後に、事後指導に加えて教職実践演習を必修化しています。この意義は大変重要です。

校体験活動も規定されることになりました。「教育実習」や「学校体験活動」は、養成校の責任において実施するものとされていますが、さまざまな事情を抱える幼稚園などの教育現場の協力に基づいて行われることが強調されています。

表1-1には、養成校などにおいて履修し修得すべき最低必要単位数が示されています。

表1-1 最低必要単位数

	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ領域に関する専門的事項 ロ保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	16	16	12
教職の基礎的理解に関する科目	イ教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ教職の意義及び教員の役割・職務内容（ティーム学校運営への対応を含む） ハ教育に関する社会的・制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む） ニ幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に対する科目	イ教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ロ幼児理解の理論及び方法 ハ教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	イ教育実習（学校体験活動を2単位まで含むことができる）（5単位） ロ教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目		38	14	2
		75	51	31

#### 解説

教育実習に関する科目群は、学外実習と事前事後指導、教職実践演習を合わせて7単位を履修します。

#### チェック!

学校体験活動についても、要チェック!

### 3)「教育実習」の規定

幼稚園の教員免許状を取得しようとする場合は、「教育実習に係る事前及び事後の指導」の1単位を含み、幼稚園または幼保連携型認定こども園での教育実習を経て5単位を取得します。

『教育職員免許法施行規則』では、「学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる」というただし書きが付記されていますが、養成校によってこの取り扱いは異なりますので、所属する学校の履修規定をよく確認してください。

## (2) 保育士資格と実習

### 1) 資格の種類

保育士とは、「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」（『児童福祉法』第18条の4）とする、名称独占資格の一つです<sup>4</sup>。資格の種類は1つですが、取得の方法は、保育士養成施設で取得する場合と国家試験で取得する場合の2つの方法があります。

### 2) 履修科目と最低必要単位数

保育士資格を取得できる「指定保育士養成施設」とは、厚生労働省の課程認可を通過した養成校です。課程認可を得る基準として、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（2018（平成30）年）が示され、この基準に従って養成校では、科目を設置し養成を行っています。

### 3)「保育実習」の規定

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」には「保育実習実施基準」が添えられています。これが「保育実習」（保育所および保育所以外の居住型施設等における実習）の根拠規定となっています。

表1-2に示されているように、実習前に必ず履修しなければならない事前指導科目は、「保育実習指導Ⅰ」（演習）です。この授業の単位数には、実習後の事後指導が含まれています。

保育士資格の最初の実習は「保育実習Ⅰ（保育所）」・「保育実習Ⅰ（居住型施設等）」といわれるものです。保育所と居住型施設等の実習に各12日間程度参加しなければなりません（実習の日数規定には養成校ごとに多少の違いはあります）<sup>4</sup>。この実習期間の終了後、実習の事後指導を受け、実習の成果を整理し、今後の課題をとりまとめるのも「保育実習指導Ⅰ」に含まれます。

#### 解説

1999（平成11）年4月の『児童福祉法施行令』の改正により「保育士」という名称に変更されました。

そして、2003（平成15）年11月の『児童福祉法』改正により、名称独占資格（資格を持っている者のみ、その名称を名乗ることができる資格）として規定され、国家資格化に！

#### チェック!

保育実習のスケジュールは、学修期間の違いや養成校ごとに異なります。詳しくは「実習3」を参照してください。